PRI 署名機関の署名に関するガイドライン

適格性と区分

本ガイドラインは 2019 年 11 月 15 日に PRI 理事会により承認されました。ご質問などありましたら、PRI（info@unpri.org）までお問い合わせください。

PRI Association
Registered office: 20 Wood Street,
London, UK, EC2V 7AF.
Company no: 7207947
T: +44(0) 20 3714 3220
W: www.unpri.org
E: info@unpri.org

An investor initiative in partnership with UNEP Finance Initiative and UN Global Compact

目次

全体的なアプローチ 3

署名機関になることができるのは? 4

署名機関を区分する理由と方法 5

グループ会社への適用方法 7

意思決定とガバナンス 9

付属書: 組織のタイプ 10

PRI Association
Registered office: 20 Wood Street,
London, UK, EC2V 7AF.
Company no: 7207947
T: +44(0) 20 3714 3220
W: www.unpri.org
E: info@unpri.org

An investor initiative in partnership with UNEP Finance Initiative and UN Global Compact

全体的なアプローチ

本ガイドラインは 、PRI が署名を検討している組織の適格性や区分（Categorization）を決定する際に使用す る基準およびプロセスについて説明します。

PRI の適格性と区分を決定する際の全体的アプローチは、以下を目的としています。

- 該当する組織に対してのみ、署名機関のステータスを付与すること
- アセット・オーナーの投資チェーン全体への影響を考慮し、アセット・オーナーの署名をまず促進する こと
- PRI の普及の幅を拡大すること
- 市場における署名機関のステータスを明確にすること
- 単純かつ透明性のある署名プロセスを奨励すること

どこが署名機関であるかを明確にするため、署名機関のステータスは市場で活動する明確に識別可能な事 業者に対して付与されます。例えば、PRI のウェブサイトに記載される署名機関名は明確に定義された事業者名に対応すべきですが、必ずしも個別の法人名と一致する必要はありません。

実際の署名プロセスおよび年会費についての詳細は、PRI ウェブサイトの「Becoming a Signatory(署名機 関になる)」のページ ならびに関連記事および規則を参照してください。

PRI Association
Registered office: 20 Wood Street,
London, UK, EC2V 7AF.
Company no: 7207947
T: +44(0) 20 3714 3220
W: www.unpri.org
E: info@unpri.org

An investor initiative in partnership with UNEP Finance Initiative and UN Global Compact

署名機関になることができるのは？

PRIは、環境・社会・ガバナンス（ESG）要因の投資への影響を理解し、署名した投資家の国際的なネットワークが、これらの要素を投資やオーナーシップの決定に組み入れることを支援するために活動しています。

PRI の署名機関は、年金基金、基金、財団、保険会社、開発金融機関、ソブリン・ウェルス・ファンド、ファミリー・オフィス、ウェルス・マネージャー、アセット・マネージャー（複数資産または単一資産）などの機関投資家、ならびに投資顧問、サステナビリティ / 財務コンサルタント、保証提供機関、格付機関、データあるいはリサーチ・プロバイダー、ブローカー、議決権代理行使会社および証券取引所など、投資家にサービスを提供する事業者です。

責任投資は、投資家のポートフォリオ全体（資産クラス、商品ソリューション、クライアント・タイプ）に適用可能 です。したがって、署名機関は責任投資の取り組みを特定の資産に集中させる（そして、時の経過とともに、 より幅広く深く追求することを選択する/しない）ことを決めるのはできますが、署名機関への申請（およびその 後の報告）では、全資産を含めなければなりません。例えば、投資家は特定のグリーン / SRI ブランド・ファン ドについてのみ署名することはできません。

アセット・オーナー、投資運用会社またはサービス・プロバイダーではない場合

責任投資原則への署名は、機関投資家とサービス・プロバイダーだけが申請できます。その他のタイプの組織には様々な別の方法が用意されています。

- **その他の民間組織**: 機関投資家でも投資サービス・プロバイダーでもない民間企業は、PRI の 2 つの国連パートナーである国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）と国連グローバル・コンパクトのイニシアチブをご検討ください。具体的には以下のとおりです。
  - サステナビリティに関心のある非金融法人は、国連グローバル・コンパクトに署名できます。
  - 商業銀行は UNEP FI の 責任銀行原則に署名できます。
  - （自己投資ではない）保険商品のサステナビリティに関心のある保険会社は、UNEP FI の 持続可能な保険原則に署名できます。

- **政府、規制機関、会員団体、権利擁護団体等**: PRI は責任投資を推進するために、政府、規制機関、会員団体、権利擁護団体と連携していますが、PRI に署名できるのは機関投資家と投資サービス・プロバイダーだけです。しかし、PRI は、自らの地盤でPRI への支持を公に表明したいと考える非営利の会員制業界団体や同業者組織（地域のサステナブル投資フォーラム等）を**ネットワーク・サポーター**として歓迎します。ネットワーク・サポーターは 署名機関ではありませんが、PRI の一般向けのサービス・活動・資料を利用することができます。ネットワーク・サポーターは会費の支払いは不要ですが、自組織の構成員に対して PRI をどのように推進してきたかについて毎年報告する義務があります。PRI のガバナンス上での役割はありません。詳細はこちらで確認できます。

PRI Association
Registered office: 20 Wood Street,
London, UK, EC2V 7AF.
Company no: 7207947
T: +44(0) 20 3714 3220
W: www.unpri.org
E: info@unpri.org

An investor initiative in partnership with UNEP Finance Initiative and UN Global Compact

署名機関を区分する理由と方法

署名機関は 3つのタイプに区分されます。投資家は 2 区分（アセット・オーナーと運用会社）、非投資家は 1 区分（サービス・プロバイダー）です。

署名機関を区分する理由

PRI は投資家イニシアチブであるため、投資決定に直接関わる署名機関（アセット・オーナーおよび運用会社）とこれらを支援する署名機関（サービス・プロバイダー）を区別しています。

PRI は、2 つの投資家区分のうち、アセット・オーナーが市場変革をリードする最適な立場にあると考えています。なぜならば、アセット・オーナーはあらゆる金融サービスの上流に位置するの機関投資家としてインベストメント・チェーンの最上位に位置し、その長期的な責務は持続可能な成長への関心と一致するからです。アセット・オーナーは外部の運用会社に対して設定するマンデートを通して、市場の方向性を定めます。アセット・オーナーが責任投資のコミットメントを十分かつ効果的に実施すれば、インベストメント・チェーン全体で責任投資の発展が加速します。

したがって、PRI はアセット・オーナー主導の組織であり、このことは PRI のガバナンスおよび活動に反映されています。

署名機関の区分方法

署名機関の大部分は下表の基準に従って単純に区分されていますが、各申請はケース・バイ・ケースで評価されます。

区分	代表的な基準
アセット・オーナー	■ 長期的な投資意欲、および ■ インベストメント・チェーンの最上位に位置する機関投資家で、受益者または政府に対する直接的な説明責任を負っている、および ■ 資産全体またはその大部分の投資（資産配分を含む）についての裁量権*（独立系フィナンシャル・アドバイザー（IFA）や受益者の指示を受けない等）、および ■ 安定した非営利的なガバナンスの取り決めまたは法的枠組み*（投資元本の保全または退職後の給付が主たる動機であり、株主よりも年金受給者や政府に対して最終的な説明責任がある）
運用会社	■ 投資運用契約（IMA）またはファンド組成書類に記載のガイドラインに従って投資決定を下す、および ■ 資産の大部分がアセット・オーナー、IFA または受益者の指示を受ける
サービス・プロバイダー	■ アセット・オーナーまたは運用会社に対し、資産配分や運用会社 / 商品の選択などの投資助言を行う、または ■ 議決権代理行使、データ等のサービスの提供

* 裁量権および営利性を評価する際に使用される要因の詳細なリストを確認したい場合は、info@unpri.org までお問い合わせください。

署名機関にとっての区分の意味

組織の権利および責任、ならびに参加可能な活動は区分によって決まります。

区分	ガバナンス	報告	活動
アセット・オーナー	PRI ボードにおいて、署名機関全体**の 7/10 を占める	毎年報告を行い、評価を受ける	全活動
運用会社	PRI ボードにおいて、署名機関全体**の 2/10 を占める	毎年報告を行い、評価を受ける	一部の活動は アセット・オーナーに限定
サービス・ プロバイダー	PRI ボードにおいて、署名機関全体**の 1/10 を占める	毎年報告を行うが、評価は受けない	一部の活動は 投資家に限定
	**ボードには独立した議長、国連の常任顧問 2 名も含まれます。詳細は PRIのウェブサイトを参照してください。		

PRI Association
Registered office: 20 Wood Street,
London, UK, EC2V 7AF.
Company no: 7207947
T: +44(0) 20 3714 3220
W: www.unpri.org
E: info@unpri.org

An investor initiative in partnership with UNEP Finance Initiative and UN Global Compact

グループ会社への適用方法

PRI のグループ会社区分方法の指針となるアプローチは様々ありますが、最終的には各ケースを個別に検討します。以下のシナリオは、どこが署名機関であるか、グループ若しくは組織のどの部分が署名する必要があるかについて、市場での明確性の確保を目的としています。

殆どのグループ申請は、**1区分のみの**投資家を対象としています（例えば、ある運用会社は異なる地域または資産クラス毎に子会社に分けられているが、そのすべてが同一の投資運用機能を果たしている場合）。

ジョイント・ベンチャーおよび保有比率が50% 未満のグループ内の法人は、申請する必要がありません（希望する場合）。

グループ全体が署名しなければなりませんが、その方法は各組織が次のいずれかを選択できます。

- 単一の連結された署名機関としてグループ全体が署名する
- 各子会社が署名機関として、（同時に）個別に署名する

複数の署名機関区分にまたがるグループ

あるグループに、アセット・オーナー、運用会社またはサービス・プロバイダーの事業が含まれている場合は、次のガイドラインが適用されます。

- **異種区分統合の禁止**：署名機関は、複数の区分にまたがることはできません。したがって、あるグループに複数の署名機関区分に該当する事業主体が含まれている場合、当該グループは、署名機関区分ごとに当該事業についての署名を行わなければなりません。
- **アセット・オーナー優先**：グループは全体として、1 度に1つの機能／区分について階層順に署名しなければなりません。支配権を持つアセット・オーナー機能を有する組織はすべて、その他の業務を有する組織よりも前に署名しなければなりません。すべての支配権を持つアセット・オーナー機能を有する組織が署名機関となった場合、残りの投資業務を有する組織はサービス・プロバイダー業務を有する組織の署名前に署名しなければなりません。

例えば、アセット・オーナー部門と投資運用部門から成る保険グループは、最初にアセット・オーナー活動について署名しなければなりません。その後で、投資運用部門の署名も希望する場合は、別の署名機関として署名できます。

PRI は、ガバナンスの取り決めや参加できる活動が区分によって異なるため、署名機関が複数の区分にまたがらないようにしています。アセット・オーナーの署名を優先することは、インベストメント・チェーンの最上位に位置するアセット・オーナーが市場の変革をリードするのに最適な立場にあるという PRI の信念を反映しています。

PRI Association
Registered office: 20 Wood Street,
London, UK, EC2V 7AF.
Company no: 7207947
T: +44(0) 20 3714 3220
W: www.unpri.org
E: info@unpri.org

An investor initiative in partnership with UNEP Finance Initiative and UN Global Compact

単一の連結グループとして署名

グループが複数の事業主体を代表して署名する場合は、すべての子会社の資産を当該グループの申請や継続的な報告（レポーティング）の中に含めてください。子会社の活動がそのグループの報告や評価回答で捕捉されているかぎり、当該子会社はそのグループを通して署名機関を名乗ることができます。このシナリオにおいて、グループは1つの報告と会費支払い義務を負う一つの署名機関とみなします。

- **重複署名機関についての注記**：より広範なグループのレベルで最初に署名する組織の中には、グループ内の事業主体を個別に示したいところもあるでしょう。広範なグループとしての署名に加え、子会社（またはジョイント・ベンチャー）が署名することも可能です（希望する場合）。その場合には独自に報告・評価を完了させ、AUM に基づいて別途会費を支払う必要があります。

すべての事業主体の個別署名

グループ内のすべての事業主体が個別に署名する場合、すべての申請書を同時に提出しなければならず、親会社が PRI 署名機関である必要はありません（自己資産を運用していない場合）。このシナリオでは、グループには複数の署名機関があり、それぞれが報告を行い、各自の資産に基づく会費を支払います。グループの一部がその後リストから除外された場合（下記のとおり、自立した子会社となっている場合を除きます）、親会社はその資産を捕捉するために署名しなければなりません。この署名が行われない場合、PRI は 1 年後にその他すべての事業主体をリストから除外します。

- **重複署名機関についての注記**：親会社もより広範な事業主体として署名を希望する場合、（グループの事業主体が原資産すべてについて署名している場合でも）親会社はグループ全体の総合的なアプローチに関する一部の一般モジュールの報告を求められます。また、全事業の合計 AUM に基づき、別途会費を支払う必要もあります。

特例：独立子会社

異なる事業主体として、戦略上および経営上自立している親会社または子会社は、グループ内のその他の組織とは別にPRI に署名できます。（より広範なグループの一部が署名した場合、記載される署名機関の名称は当該署名機関が所属するグループだけでなく、当該グループのどの部分が署名したかを正確に反映していなければなりません。）

- **戦略上および経営上の自立**は、独立したガバナンス体制、戦略、明確な投資哲学、スタイル、商品ファミリー、投資調査チーム、リスク管理チーム等を証明できる能力など、当該子会社の一連の特性（1 つの特性が他の特性より重要ということはありません）によって評価されます。*

子会社が独立子会社であることに基づいて既に署名している場合、より広範なグループはその署名している子会社のみから署名機関のステータスを継承することはできません。これは、親会社がより広範な組織として独自に署名することを妨げるものではありません。

* 署名機関が自立の基準を評価する際に使用する詳細な要因リストを確認したい場合は、info@unpri.orgまでお問い合わせください。

意思決定とガバナンス

署名機関の区分は、最終的にPRI ボードが責任を負います。ボードのガバナンス委員会（Governance Committee）が 、PRI 執行部およびボードに助言や提言を行います。

- PRI ボードは執行部が日々の判断を実施できるように、本ガイドラインで説明されている適格性や区分の原則を設定します。
- 申請者が誤った区分に申請していると執行部が判断した場合、申請者にはガイドラインを引用の上でその旨が通知されます。
- 申請者が執行部の判断に同意できない場合、ガバナンス委員会（下記の不服申し立て手順を参照してください）にそのケースを持ち込むことができます。立証責任は申請者側にあります。
- ガイドラインが対応していないケースはガバナンス委員会によって検討され、新たな区分の提言が承認を受けるためボードに提出されます。
- PRI 定款および署名機関規則に定められるとおり、署名機関ステータスおよび署名機関区分を決定する最終的な権限はボードにあります。

不服申立て手順

- 申請者が執行部の解釈に同意できない
- 申請者がガバナンス委員会（執行部を通じて） に正式な書状を書き、当該区分になぜ同意できないかを説明し、再区分の理由を提案する
- ガバナンス委員会が当該ケースを検討し、ボードに対して提言を行う
- ボードが署名機関区分について最終決定を下す
- 執行部が申請者に正式な書状を送付し、決定を通知する
- 必要に応じて署名機関区分ガイドラインを更新し、PRI ウェブサイトで公開する

過去のケースの解決

本ガイドラインの更新の遡及適用は自動的には行われません。しかし、PRI が必要とみなした場合、旧版の適格性と区分ガイドラインに従って署名した組織に対し正式なエンゲージメント手続きを行うことがあります。

こうしたケースは、次のような潜在的な要因により発生する可能性があります。

- 既存署名機関の特性に関して、PRI の独自調査により特定されたも
- PRI 報告フレームワーク内で収集された情報により捕捉されたもの
- 他の署名機関またはステークホルダーにより指摘されたもの
- 自己の追加情報を提供する署名機関により明らかにされたもの

付属書：組織のタイプ

以下のリストは合意された既存の区分ケースの事例を要約したものです。多くの判断が難しいケースでは、組織に関する PRI の妥当性評価に役立つ確認方法としては、当該組織が PRI 報告フレームワークの当該部分をすべて記入できるかを確認することです。報告フレームワークのモジュールはこちらで公開されていますので、ご検討ください。

権利擁護団体およびキャンペーン団体

権利擁護団体およびキャンペーン団体が投資家に有償でサービスを提供する場合、これらの団体はその活動に基づいてサービス・プロバイダーとして署名機関になることができます。但し、共通の目的がある場合に PRI はこうした団体と連携しますが、権利擁護団体やキャンペーン団体は通常、投資プロセスに直接関与していないため、アセット・オーナー、投資運用会社またはサービス・プロバイダーとしての資格はありません。

アセット・マネージャー

複数の資産クラスまたは単一の資産クラスの運用会社は署名可能で、署名する場合には、自己の原資産全体について署名しなければなりません。

銀行

一般的な商業銀行およびリテール銀行には、アセット・オーナー、投資運用会社またはサービス・プロバイダー（5 ページ参照）としての資格がありません。大規模なウェルスマネジメント部門または資産運用部門を有する銀行は、署名機関になることができます。

中央銀行

中央銀行は4 つのアセット・オーナー基準（5 ページ参照）のうち 3 つを満たしますが、「長期的な投資能力・意欲」を証明する必要性を満たすことには苦戦しがちです。但し、一部の中央銀行は新たな資産クラスや市場への投資を増やしており、従来の垣根を越えた投資・トレーディング活動も拡大しています。したがって、責任投資を実施できるというエビデンスの提供が可能であれば、中央銀行はアセット・オーナーとして署名できます。

確定給付型（DB）年金制度

確定給付型（DB）年金基金は、アセット・オーナーに区分されます。

確定拠出型（DC）年金制度

確定拠出型（DC）年金基金は、業務や活動の種類に従って、アセット・オーナーまたは投資運用会社に区分できます。DC 年金基金が個人の受益者または加入者の裁量によって行動するのではなく、個人の受益者または加入者の代理人となっている場合、他のアセット・オーナー基準を満たせばアセット・オーナーとみなされます。DC 年金基金が個人投資家のプラットフォームの役割を果たしており、当該基金の資産配分が受託者ではなく、受益者またはその顧問の判断を実質的に反映したものである場合は運用会社となります。

資金確保における DC 年金基金の事業の営利性の度合いも、アセット・オーナーと投資運用会社のいずれになるかの判断に影響します。強固なガバナンスの取り決めまたは法的枠組みをもち、非営利で運営される組織は、アセット・オーナーとして扱われます（他のアセット・オーナー基準（5 ページ参照）を満たすことが条件）。DC 年金基金が政府からあまり監督されず営利目的である場合は、投資運用会社に区分されます。

開発金融機関（DFI）

開発金融機関（DFI）はアセット・オーナーに区分されます。DFI はトレジャリーの AUM ではなく、プログラム（開発金融）の AUM に基づき、責任投資活動についての報告が求められますが、この 2 つの AUM を両方報告することもできます（希望する場合）。

分散投資持株会社

分散投資持株会社は多くの場合、多業種組織として企業を経営するために企業の過半数株式を取得しますが、これらの株式の売買に関する具体的な目標をもっていません。つまり、これらの会社は投資運用目的で株式を購入していないため、PRI 署名機関の適格対象ではありません。PRI の国連パートナーの 1 つ、国連グローバル・コンパクトは、分散投資持株会社に対するサービスを提供しています。但し、投資持株会社が効率性の創造や付加価値の改善を実現した後に企業を売買するという役割が大きい場合、こうした組織は PRI に参加できます。

寄付基金および財団

寄付基金および財団はアセット・オーナーとして署名できます。資金提供者により定められている場合、これらの組織はAUM を PRI に非開示で報告すること、つまり、（署名時に同意が得られた場合に）PRIはこれら組織の AUM を公表しません。

執行・助言サービス

執行・助言サービスのみを営む組織はサービス・プロバイダーに区分されます。資産運用を兼ねている組織は最初に投資運用部門が署名する必要があり、その後サービス・プロバイダーとしての活動について署名できます。この場合、投資運用会社署名機関は、AUM の数値に資産運用と助言の両方の資産を含める必要がありますが、助言資産についてはサービス・プロバイダー署名機関によって報告されるため、投資運用会社署名機関が報告する必要はありません。

ファミリー・オフィス

シングル・ファミリー・オフィス（運用資産の 90% 以上が 1 つのファミリーに帰属していると定義されます）はアセット・オーナーに区分され、マルチ・ファミリー・オフィスは基本となる活動によって運用会社またはサービス・プロバイダーに区分されます。ファミリー・オフィスは秘密保持および安全保障（セキュリティ）上の理由から、AUM の数値を PRI に非開示に報告すること、つまり PRI がこれら組織の AUM を公表しないという選択をすることができます。

フィデューシャリー・マネージャー

フィデューシャリー・マネージャー（投資戦略 / 方針 / 運用会社選定を実施するために、アセット・オーナーに代わって任命された組織）は運用会社に区分されます。

初期の資金調達段階にある組織

初期の資金調達段階にある運用会社は、暫定署名機関（Provisional Signatory）として PRI に署名できます。こうした組織に付与される暫定署名機関というステータスは 12 か月間有効です。この期間の満了後、ステータスの見直しが行われ、必要に応じて、PRI の裁量により更新されます。暫定署名機関の会費は目標資金規模に基づいて決定されます。資産運用が開始された時点で PRI に通知しなければなりません。

保険会社および再保険会社

保険会社および再保険会社は資産の法的所有権を有するため、PRI はこれらの組織をアセット・オーナーに区分しています。一般的に保険会社は、資金についての投資パフォーマンスまたは投資信念に基づく商業上の競争には参加しません。アセット・オーナーと投資運用会社の両機能をもつ保険会社もあります。このシナリオでは、この 2 つの機能が別々に自立している（8 ページ参照）場合を除き、当該組織はまずアセット・オーナー部門について署名し、その後（または、それと同時に）運用会社部門について署名しなければなりません。

投資信託

投資信託はクライアントのマンデートを実施し信託法の義務がない商業組織であるため、PRI はこれらの組織を運用会社に区分しています。

スタッフの年金基金、寄付基金 / 財団の地方独立支部

世界の同等組織と同じブランドを共有するスタッフの年金基金または寄付基金の地方支部は、類似するブランドであっても、独立性を証明できる場合は個別に署名できます。

メディア組織

メディア組織はサービス・プロバイダーとして PRI に署名できます。メディア組織である署名機関については、センシティブ情報（PRI Collaboration Platform上で投資家と共有する情報など）へのアクセスを禁止するため、PRI のサービスに対する権利は制限されています。

ミューチュアル・ファンド / 単位型投資信託

署名機関は、組織が運営する個々のファンドではない組織のため、個々のファンド（SICAV、集合投資手段、単位型投資信託など）は PRI に署名できません。[2]

[2] これらはアセット・オーナーではなく、他の機関を介して資金を集めて運用する投資信託です。通常、（たとえ単なる管理組織であっても）その運営責任を負う組織が存在します。組織がこのレベル（投資信託の運営責任を負っているレベル）であれば、PRI 署名機関となることができます。

外部委託の最高投資責任者（OCIO）

外部委託の CIO （OCIO）（最高投資責任者の法的義務および管理義務を負う第三者プロバイダー）は運用会社に区分されます。

プール型アセット・オーナー・ビークル

一部の市場（特に英国、米国、カナダ、オーストラリア）では、年金基金が資産や資源を共同でプールしています。これらは、個々の年金基金がその上位に位置しているため、インベストメント・チェーンの最上位に位置するというアセット・オーナーとしての基準を厳密には満たしていません。しかし、これらのビークルは、次の 3 つの基準を満たしている場合はアセット・オーナーとして認められます。

1. プール型ビークルが、原基金から委託された事実上の意思決定権限を有する
2. プール型ビークルが、各原基金の資産の 90% 超を運用している
3. 原年金基金が政府関連である

プールがまだ完全に形成されていない時点で PRI に参加する場合、当該プールによって代表されることになる原基金のうち、既にアセット・オーナー署名機関となっているものは、プールが完全に形成されるまで、一時的にそのまま署名機関であることが認められます。プールが完全に形成された後は、署名機関のリストから除外され、プール型アセット・オーナー署名機関になります。

プライベートバンク

アセット・マネージャーはプライベートバンクの姉妹部門の有無に関係なく署名機関になれますが、プライベートバンクはPRI の基準（8 ページ参照）に従って自立しているとみなされ且つ資産運用部門がない場合に限って、署名することができます。

プロフェッショナル・サービス・ネットワーク

国際的なプロフェッショナル・サービス・ネットワーク（4 大会計事務所など）は一般的に、本社の法的所有権のない現地パートナーシップ・モデルを運営しています。しかし、中央統制組織からの戦略的指示は、市場の明確性に関する PRI のガイドライン（8ページ参照）によれば、全世界の事業を代表して PRI に署名することが適切です。各国のパートナーシップまたは当該パートナーシップの地域グループが個別に署名することは、グループ全体が最初に署名しないかぎり認められません。

不動産投資信託（REIT）

不動産投資信託（REIT）（物件またはモーゲージを通して不動産に投資する証券の一種で、証券取引所などの主要な取引所で売買されることが多い）は、投資信託とみなされるため、適格となる REIT は運用会社に区分されます。

投資家にサービスを提供しないプロフェッショナル・サービス・プロバイダー

（直接または間接的に）投資家にサービスを提供しているサービス・プロバイダーは PRI に参加できます。この中に含まれるのは通常、資産コンサルタント、調査機関、会計事務所、プロフェッショナル・サービス会社、責任投資調査会社、データ・プロバイダー、格付機関等です。金融サービス業界と無関係の企業にのみサービスを提供する組織には、国連グローバル・コンパクト（4 ページ参照）への参加を勧めています。

ソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）

ソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）はアセット・オーナーに区分されます。SWF の中には AUM を公表せず、パートナーやプロバイダーにも AUM を伝えないところがあります。したがって、SWF には、署名時および報告時に PRI と 一般の両方に AUM の数値を報告する、または報告しないという選択が可能です。PRI に AUM を開示しない場合には、アセット・オーナー署名機関の会費の中で最も高い金額帯の会費を支払うことになります。

証券取引所

証券取引所は投資業界にサービスを提供しているため、サービス・プロバイダーとして PRI の署名機関になることができます。また、証券取引所は持続可能な証券取引所（SSE）イニシアチブへの署名を検討することができます。

第三者運用会社（ManCos）

第三者運用会社（ManCos）は通常、特定の市場において（ルクセンブルクの UCITS 等）法規制遵守への対応を目的とした、リスク管理サービスやファンド・ガバナンス・サービスを投資家に提供しています。ManCos は一般的に、ポートフォリオ管理やリスク管理をファンドのスポンサーが選択した投資運用会社に委託し、事務管理およびカストディ業務を外部の管理者やカストディアンに委託しています（ManCos はグローバル・ディストリビューターまたは再販ネットワークに販売を委託することもあります）。したがって、これらの組織はサービス・プロバイダーに区分されます。

トレジャリー

トレジャリー（公的機関、企業、DFI）は通常、短期資産を運用するため、アセット・オーナー基準（5 ページ参照）の 1 つを満たしていません。また、他者のための資産運用も行わないので、運用会社でもありません。しかし、トレジャリーは、短期アプローチが一般的ではあるものの、（公的なトレジャリーや DFI の場合には）公共の利益を目指し、あるいは（企業や銀行の場合には）事業の持続可能性を目指し、長期的な動機をもっている可能性があると PRI は認識しています。したがって、責任投資を実施できるというエビデンスを示せば、トレジャリーはアセット・オーナーとして署名できます。

ウェルス・マネージャー

アセット・マネージャーは、ウェルスマネジメント姉妹部門の有無に関係なく署名機関になれますが、どこが署名機関であるかについて機関投資家に明確性をもたせるため、ウェルス・マネージャーは PRI の基準（8 ページ参照）に従って自立しているとみなされ、なおかつ資産運用部門がない場合に限って署名することができます。